

神奈川県弁護士会紛争解決センター
和解あっせん・仲裁手続のご案内

－ 重要事項説明書・申立人用 －

(Ver. 4)

目 次

第1	和解あっせん・仲裁手続の概要	
1	和解あっせん・仲裁手続とは …	1
2	和解あっせん・仲裁手続の特徴 …	1
3	和解あっせん・仲裁手続の進行について …	7
第2	和解あっせん・仲裁の申立てをしようとする方へ	
1	事前の法律相談のお勧め …	12
2	申立ての準備	
(1)	申立書 …	13
	【申立ての理由の記入見本】 …	14
(2)	委任状 …	15
(3)	添付書類 …	15
(4)	申立手数料 …	16
3	申立て …	16
	【必要書類等チェックリスト】 …	16



神奈川県弁護士会は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)に基づく法務大臣の認証(第9号)を受けています。

第1 和解あっせん・仲裁手続の概要

1 和解あっせん・仲裁手続とは

(1) 和解あっせん・仲裁手続は、神奈川県弁護士会が、市民の皆さんの間に生じた民事上の紛争（トラブル）を裁判所の手続によることなく、自主的に解決するための場をご提供するものです。

(2) 「和解あっせん」は、経験豊富な弁護士が、公正中立な立場から、トラブルの当事者双方の話し合いを仲介し、当事者の間に和解が成立するように努力する手続です。

「仲裁」は、当事者の合意（これを「仲裁合意」といいます。）に基づいて、弁護士が、当事者双方の言い分をお聞きしたうえで、ちょうど裁判官のように、解決のための確定的な判断をお示しし、当事者双方がこの判断に法的に拘束されるという、仲裁法という法律に基づく手続です。

(3) 手続の進行（流れ）は7頁以下でご説明するとおりですが、要は、当事者双方に、指定の日時（これを「期日」といいます。）にお集まりいただき、あっせん人又は仲裁人となる弁護士の立会いの下、話し合い（和解あっせんの場合）や主張・立証（仲裁の場合）を行うものです。

殊に、和解あっせん手続における話し合いの方法（双方同席、別席など）は、トラブルの実情や当事者の心情を踏まえて、あっせん人が適宜配慮します。

2 和解あっせん・仲裁手続の特徴

当センターの和解あっせん・仲裁手続には、裁判所の手続（民事訴訟、民事調停及び家事調停）と比較して、次のような特徴があります。

(1) 迅速かつ柔軟な期日の設定

「期日」とは、当事者又はその代理人が紛争解決のための手続に実際に出席する日時をいいます。

ア 民事訴訟の期日は、おおむね1か月に1度設定されています。

民事調停及び家事調停も、話し合いによりトラブルの解決を図る制度ですが、期日は、民事訴訟と同様、1～2か月に1度設定され、解決に時間を要することがあります。

イ これに対し、和解あっせん・仲裁手続は、トラブルの実情や当事者のご都合に応じて、期日を柔軟に設定することができます（連日や1週間おきなどに設定することもあります。）。そのため、短期間でトラブルの解決に至るケースもあります。

(2) 手続の非公開

ア 民事訴訟では、口頭弁論期日は、原則として公開され、誰でも傍聴することができます。

民事調停及び家事調停は、手続が非公開とされています。

イ(ア) 和解あっせん・仲裁手続も、裁判所の民事調停及び家事調停と同様、非公開です。したがって、民事訴訟のように、トラブルの内容を他人に傍聴されてしまうことはありません。

(イ) 法定説明事項^{当事者又は第三者の秘密の取扱いの方法}(ADR法14条4号、同規則13条1項1号)

あっせん人・仲裁人や、当センターの運営に関わる神奈川県弁護士会の職員は守秘義務を負っています。また、当センターは、文書管理責任者を設け、提出された書面・資料等について、厳重に管理しています。

したがって、当センターの和解あっせん・仲裁手続で明らかにされた事実や書面・資料等が、外部に漏れることはありません。

(3) 必ず弁護士があっせん人・仲裁人になる

ア 民事調停及び家事調停では、民間から選ばれた調停委員が、法律と豊富な人生経験に基づいて、話し合いによるトラブルの解決を目指します。ただし、調停委員は、必ずしも法曹資格を有するわけではありません（調停委員とともに裁判官が調停委員会を構成しています。）。

イ(ア) これに対し、当センターの和解あっせん・仲裁手続では、必ず弁護士があっせん人又は仲裁人となり、法律家としての知識・経験に照らし、トラブルの解決を目指します。

(イ) 法定説明事項^{（手続実施者の選任）}（ADR法14条1号）

あっせん人又は仲裁人は、当センターが用意した候補者の名簿に登載された弁護士の中から、当センターが選任します。

ただし、トラブルの実情等により特に必要がある場合は、候補者の名簿に登載された弁護士以外の弁護士や学識経験者、専門知識を有する者等をあっせん人又は仲裁人に選任することがあります。

(4) 柔軟な解決策

ア 民事訴訟では、原告に法律上の権利があるか否かという形で裁判所の判断（判決）がなされるのが、原則的な解決のあり方です。

民事調停及び家事調停では、当事者が申し立てたトラブルの争点を中心に、法律に照らしながら、話し合いによる解決が図られます。

イ これに対し、和解あっせん手続では、経験豊富な弁護士が両当事者のお話をお聞きし、その結果明らかになった、トラブルの根本的な原因や関連する問題も一度に解決するなど、より柔軟で抜本的な解決方法を検討します。

なお、仲裁手続では、民事訴訟における判決と同様、仲裁人が確定的な法的判断を下します（これを「仲裁判断」といいます。）。

(5) 裁判所の手続ではない

和解あっせん・仲裁手続は、神奈川県弁護士会が市民の皆さんに紛争解決の場をご提供するものであって、裁判所の手続ではありません。

すなわち、あくまで民間の自主的な解決方法ですから、呼び出された相手方に『裁判ざた』にされた。」というような不快感や不安感を与えるおそれが少ないといえます。

(6) 相手方に出席を強制できない（和解あっせん手続の場合）

ア 民事訴訟では、相手方が裁判所に出頭することを拒否しても、いわゆる「欠席判決」によって、トラブルの解決を図ることができます。

裁判所における話し合いの手続である、民事調停及び家事調停では、相手方が出席しない場合には手続を進めることができません。

イ 和解あっせん手続は、民事調停及び家事調停と同様、相手方当事者に和解

あっせんに応じようとする意思がなければ、手続を進めることができません。

仲裁手続は、相手方当事者との間に、事前に、仲裁手続を利用して紛争解決を図ろうとする合意（仲裁合意）が結ばれている限り、欠席判決と同様に、トラブルの解決を図ることができます。

(7) 解決の法的効力

ア 民事訴訟における確定判決や、民事調停及び家事調停における調停調書（調停成立の場合）には、「執行力」があります。

つまり、相手方が確定判決や調停調書に定められた義務を、自ら履行しない場合には、強制執行等の手続によって履行させることができます。

イ(7) 法定説明事項^{和解が成立した場合に作成される書面等}（ADR法14条4号、同規則13条1項4号）

和解あっせん手続において当事者間に和解が成立した場合には、あっせん人が、和解の内容を記載した「和解契約書」を、当事者数に当センター分1通を加えた通数作成し、当事者及びあっせん人がそれぞれ署名押印の上、各当事者にお渡しします。

仲裁手続が終結した場合には、仲裁人の判断（仲裁判断）を記載した「仲裁判断書」を、各当事者にお渡しします。

(i) 仲裁手続における「仲裁判断書」には、法律上、確定判決と同様の効力があり、裁判所の決定（執行決定）を受けて、裁判所の強制執行の手続をとることができます。

(ii) 和解あっせん手続は、民間の自主的な解決手続であり、和解が成立した場合に作成する「和解契約書」も、私的な契約書です。

後述（8頁）する「特定和解」（民事執行をすることができる旨の合意がなされた和解）が成立すれば、裁判所の執行決定を得て、強制執行ができます。

しかし、和解そのものはできても、民事執行をすることができる旨の合意には至らなかった場合（特定和解が成立しなかった場合）には、相手方が和解で約束したことを守らない場合でも、和解に基づいて裁判所で強制執行をしてもらうことはできません。

そこで、当センターでは、できるだけ、和解契約成立の席上で現実の履行（和解金の一括払い等）がなされるようにし、後に履行の問題を残さないように配慮しています。

しかし、どうしても、和解契約成立の席上で現実の履行を完了することができず、後日の履行が必要な場合で、相手方が和解内容を履行するかどうか不安が残るときには、

- ① 和解契約書の内容に従った公正証書の作成を嘱託する
 - ② 和解成立の可能性が見えた段階で、簡易裁判所の「訴え提起前の和解」という手続と組み合わせて、裁判所の和解調書を得る
- という手段をとって、強制執行できるように配慮しています。

(8) 手数料のお支払い

ア 民事訴訟では、例えば、訴訟で支払を求める金額が100万円なら手数料1万円、500万円なら手数料3万円、1000万円なら手数料5万円というように、訴額に応じた金額の手数料がかかります。

民事調停でも、調停を求める事項の価額に応じ、民事訴訟の場合の半額の手数料がかかります。

イ 法定説明事項^{当事者が支払う報酬又は費用（ADR法14条2号）}

(7) 手数料

和解あっせん・仲裁手続のご利用に際しては、次の「手数料」をお支払いいただきます。

手数料一覧			
種類	支払時期	負担者	金額(税込)
a 申立手数料	和解あっせん・仲裁の申立時	申立人	11,000円
b 期日手数料	和解あっせん・仲裁の期日ごと	申立人 相手方	5,500円 5,500円
c 成立手数料	和解成立の場合、又は 仲裁判断がなされた場合	申立人 相手方	後述の計算 方法による

a 申立手数料

申立人には、和解あっせん又は仲裁の申立てに際し、当センターに対

し、申立手数料1万1000円（税込）をお支払いいただきます。

申立手数料は、事務手数料及び郵便手数料等になりますので、申立ての受理後は、申立てを取り下げた場合や、相手方が和解あっせん手続に応じなかった場合等でも返還しません。

b 期日手数料

申立人及び相手方には、当センターに対し、毎期日ごとに、期日手数料として、それぞれ5500円ずつ（税込）をお支払いいただきます（申立人には、申立手数料とは別途お支払いいただきます。）。

対立する当事者が欠席された場合も、出席当事者には、お支払いいただきます。

c 成立手数料

当事者間に和解が成立した場合又は仲裁判断がなされた場合、申立人及び相手方には、成立手数料をお支払いいただきます（当事者間の負担割合については、あっせん人又は仲裁廷が定めます。）。

成立手数料の金額（申立人と相手方の双方が負担する金額の合計）は、次のとおり、和解が成立した期日又は仲裁判断がなされた期日までの期日回数に2万円をかけた金額に5万円を加算した合計金額に、更に消費税額を加えた金額となります。

$$\text{成立手数料の金額（税込）} = (\text{期日の回数} \times 20,000 \text{円} + 50,000 \text{円}) \times 1.1$$

例：期日が3回開催された場合

$$\begin{aligned} & (3 \text{回} \times 20,000 \text{円} + 50,000 \text{円}) \times 1.1 \\ & = 110,000 \text{円（成立手数料（税別））} \times 1.1 \\ & = 121,000 \text{円（成立手数料（税込））} \end{aligned}$$

(イ) 費用

上記(ア)の手数料のほか、和解あっせん・仲裁の手続において、鑑定や測量の費用、現地調査の旅費・日当その他の費用が生じる場合には、当事者にご負担いただきます。

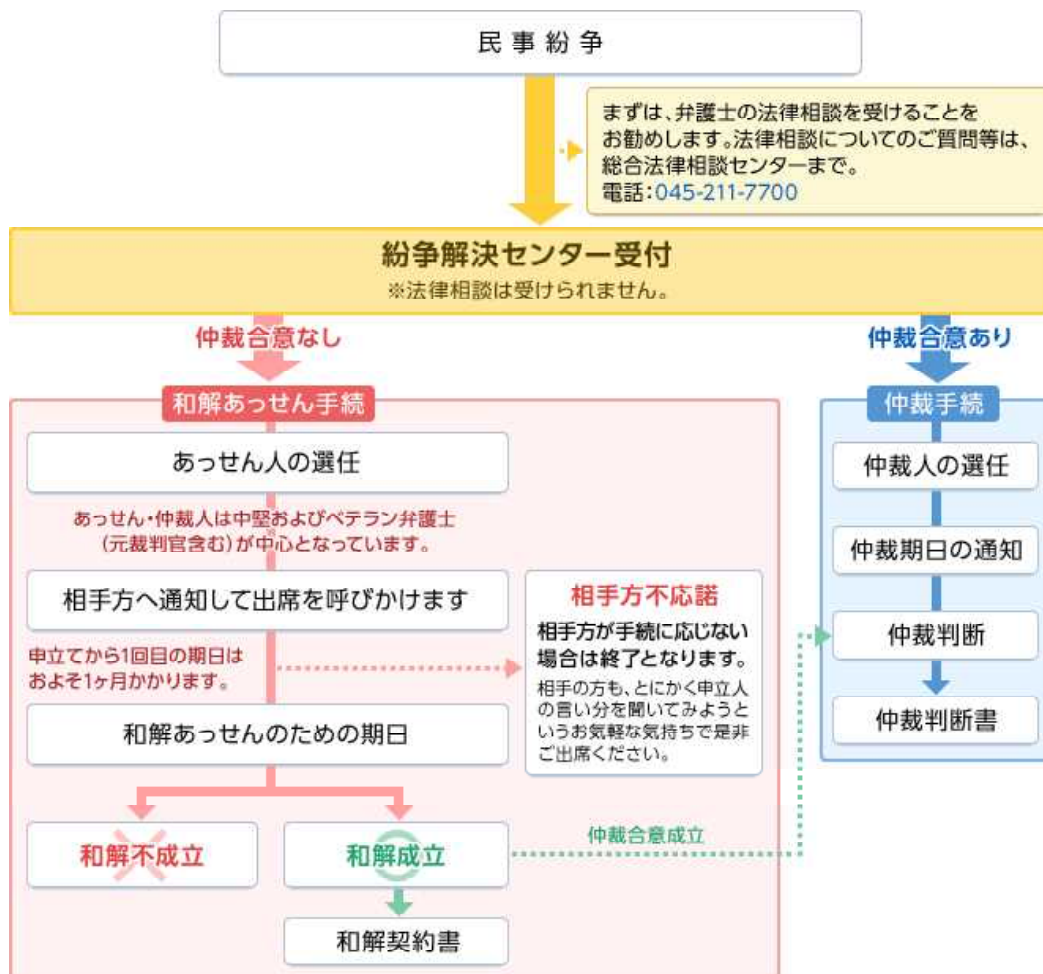
費用をご負担いただく見通しとなった場合には、当センターが、見積書を取り寄せるなどしたうえ、その見込み額をあらかじめ当事者双方に示し

たうえで、額、納付時期及び負担割合等を定めます（ただし、公共交通機関の料金等負担額が客観的に明確な費用については、見積書の取り寄せ等はいたしません。）。

3 和解あっせん・仲裁手続の進行について

(1) 手続の流れ－法定説明事項^{標準的な手続の進行}（ADR法14条3号）

和解あっせん・仲裁手続は、通常、次のチャートのように進行します。



ア 申立人の作成した申立書を当センターが受理すると、和解あっせん手続又は仲裁手続が開始します。

イ 和解あっせん手続

(ア) 申立人が和解あっせんを申し立てた場合、当センターは、相手方に対して、申立てがあったことを通知し、申立てに応じて手続に出席するか否かの意思を確認します。

相手方が申立てに応じない場合（不応諾）、手続は終了となります。

(イ) 相手方が申立てに応じた場合には、手続を進め、話し合いのための期日を調整します。

(ウ) おおむね3回の期日をめどに話し合いを行い、当事者間に合意（和解）が成立すれば、和解契約書を作成して、手続は終了します。

話し合いの結果、当事者間で合意（和解）ができなければ、手続は終了となります。

(エ) 和解あっせん手続の途中で当事者間に仲裁合意が成立し、当事者が仲裁手続への移行を希望した場合には、仲裁手続へ移行し、以後の手続は、次の仲裁手続と同様になります。

(オ) 特定和解

和解あっせん手続において、当事者間に和解の内容について更に民事執行をすることができる旨の合意がなされた場合（特定和解）には、当事者は、裁判所の「執行決定」を得た上で、強制執行の申立てをすることができます。

ただし、次の紛争に関する和解については裁判所の執行決定の申立てが認められません。また、もともと強制執行になじまない事項に関しても同様です。

① 消費者契約法2条1項に定める「消費者」と同条第2項に定める「事業者」との間で締結された契約に関する紛争

② 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律1条に定める個別労働関係紛争（労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争）

③ 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争

ただし、a 夫婦間の協力扶助義務、b 婚姻費用分担義務、c 子の監護費用分担義務、d 扶養義務に係る、いずれも定期金債権に係る紛争については、執行決定の申立てが認められます。

ウ 仲裁手続

(ア) あらかじめ当事者間に仲裁合意があり、申立人が仲裁を申し立てた場合には、仲裁手続が開始されます。

(イ) 当センターは、相手方に対して、仲裁の申立てがあったことを告げ、期日の調整をし、手続を進めます。

仲裁手続の場合、当事者が出席を拒否しても、手続が進み、法的拘束力のある仲裁判断がなされてしまいますので、注意が必要です。

エ 和解あっせん・仲裁の期日においては、あっせん人・仲裁人である弁護士が、当事者双方の主張をお聞きし、関係資料を精査の上、和解の成立を目指した調整を行い、又は仲裁判断をします。

(2) 当事者による和解あっせん手続の終了—法定説明事項^{(当事者が手続を終了させるための要件及び方式(ADR法14条4号、同規則13条1項2号))}

和解あっせん手続の当事者は、いつでも手続を終了させることができます。

ア 申立人が終了させる場合(申立ての取下げ)

次のいずれかの方法によります。

① 和解あっせん期日にあっせん人に対して、和解あっせんの申立てを取り下げる旨の意思を表明する。

② 当事者の氏名又は名称、和解あっせんの申立てを取り下げる旨及びその年月日を記載し、署名押印した書面(取下書)を当センターに提出する(当センターに書式を用意しておりますが、任意のものでもかまいません)。

イ 相手方が終了させる場合(終了の申出)

次のいずれかの方法によります。

① 和解あっせん期日にあっせん人に対して、和解あっせん手続の終了を申し出る旨の意思を表明する。

② 当事者の氏名又は名称、和解あっせん手続の終了を申し出る旨及びその年月日を記載し、署名押印した書面(終了申出書)を当センターに提出する(当センターに書式を用意しておりますが、任意のものでもかまいません)。

(3) あっせん人による和解あっせん手続の終了

—法定説明事項^{(和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに手続を終了し、その旨を当事者に通知すること(ADR法14条4号、同規則13条1項3号))}

ア あっせん人は、次の①②のいずれかに該当する場合であって和解あっせん

手続によっては当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに和解あっせん手続を終了させ、当事者に通知します。

- ① 相手方が和解あっせん手続に応じる意思がないことを明確にしたとき。
- ② 相手方が和解あっせん手続の終了の申出をしたとき。

イ また、あっせん人は、次の①～⑥のいずれかに該当する場合等和解あっせん手続によっては当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、和解あっせん手続を終了させることができます。上記ア同様、当事者に終了を通知します。

- ① 当事者の一方が和解をする意思がないことを明確にしたとき。
- ② 当事者の一方が正当な理由なく、三回以上又は連続して二回以上和解あっせん期日に欠席したとき。
- ③ 直ちに和解が成立する見込みがなく、かつ、紛争の性質や当事者の置かれた事情に鑑みて、和解あっせん手続を継続することが、当事者に対し、和解の成立により獲得することが期待される利益を上回る不利益を与える蓋然性があるとき。
- ④ 当事者の一方があっせん人の指揮に従わず、和解あっせん手続の実施が困難なとき。
- ⑤ 事案が和解あっせん手続を実施するのに適さないとき。
- ⑥ 手数料又は費用が納付されないとき。

4 手続終了後の書面・記録の閲覧及び謄写

— 法定説明事項(特定和解の成立により手続が終了した場合における当該手続に係る手続実施記録の保存期間、閲覧、謄写に関する手続(ADR法14条4号、同規則13条1項5号))

(1) 書面・記録の保存期間

和解あっせん手続又は仲裁手続において作成又は提出された文書は、事件終了時から、次のとおり、当センターで保存します。

- ① 手続実施記録、和解契約書原本、仲裁判断書原本 3.0年間
- ② ①以外の文書 1.0年間

(2) 閲覧・謄写申請

ア 当事者は、当センターに対し、次の文書の閲覧又は謄写を、書面にて申請することができます。

閲覧は、当センターが指定する日時、場所及び方法によって行っていただきます。謄写に要する実費は、申請者にご負担いただきます。

当センターの判断により、閲覧又は謄写の範囲を制限することがあります。

① 和解契約書原本、仲裁判断書の原本及びこれらの写し並びに当事者に対する送達記録

② 当事者が提出した主張書面、書証等

③ 手続実施記録（期日調書を含む。）

イ 当事者は、当センターに対し、謄写したものが原本と相違ない旨の証明を書面にて申請することができます。

第2 和解あっせん・仲裁の申立てをしようとする方へ

1 事前の法律相談のお勧め

1 頁（第1の2 和解あっせん・仲裁手続の特徴）以下でご説明したとおり、紛争解決のための手続には、それぞれ特徴があります。

事案の性質によっては、和解あっせんよりも、民事訴訟等、裁判所の手続によった方が、あなたの権利・利益の保護にかなう場合があります。反対に、民事訴訟等よりも、和解あっせん・仲裁による方があなたの権利・利益の簡易迅速な保護につながる場合もあります。

どの紛争解決手続を選択するのがあなたにとって最適なのかは、事実上及び法律上の様々な要素を総合的に考慮して決めざるを得ません。

そこで、和解あっせん・仲裁の申立てをお考えの方には、まず、神奈川県弁護士会、自治体（県、市など）又は個別の法律事務所（弁護士事務所）の法律相談を受け、弁護士の意見をお求めになることをお勧めします。

なお、神奈川県弁護士会の法律相談センターの連絡先は、次のとおりです。

神奈川県弁護士会法律相談センター

名称	所在	電話番号	予約受付
関内法律相談センター	横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会館1階	045-211-7700	月～金 9:30～17:00
横浜駅西口法律相談センター	横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビル4階	045-620-8300	月・火・木・金 水 土・日 9:30～17:00 9:30～20:45 9:30～15:30
横浜駅東口法律相談センター	横浜市西区高島2-18-1 そごう横浜店6階	045-451-9648	毎日 10:30～19:00
川崎法律相談センター	川崎市川崎区駅前本町3-1 NMF川崎東口ビル11階	044-223-1149	月・水・金 火・木・土・日・祝 9:30～20:00 9:30～17:00
横須賀法律相談センター	横須賀市日の出町1-5 ヴェルクよこすか3階	046-822-9688	月～金 9:30～17:00
海老名法律相談センター	海老名市めぐみ町6番2号 海老名市商工会館2階	046-236-5110	月～金 10:00～12:30 13:30～17:00
相模原法律相談センター	相模原市中央区富士見6-11-17 神奈川県弁護士会相模原支部会館1階	042-776-5200	月・水・金 火・木 9:30～17:00 9:30～20:00
小田原法律相談センター	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル1階	0465-24-0017	月～金 9:30～17:00

2 申立ての準備

(1) 申立書 相手方の数＋2通

ア 書式の配布

(ア) 和解あっせん・仲裁の申立てに用いる書式をご用意していますので、必要事項を記入してください。

書式は、神奈川県弁護士会館の紛争解決センター窓口で受け取られるか、又は、神奈川県弁護士会のホームページ (<http://www.kanaben.or.jp>) 内の紛争解決センターのサイトからダウンロードしてください。

(イ) 書式（「和解あっせん・仲裁申立書」）は、

- ① 和解あっせん・仲裁申立書（1頁目）
- ② 申立ての趣旨（申立人が相手方に対し求める結論）（2頁目）
- ③ 申立ての理由（3頁目）

の3種類の様式からなっています。

イ 和解あっせん・仲裁申立書（1頁目）記入上の注意

(ア) 所定の箇所にご記入の上、申立人ご本人又は申立人代理人が署名押印してください。

(イ) 代理人が申立てをしたり、手続を進める場合には、別途「委任状」が必要です（「委任状」については、後ほど説明します。）。

なお、会社等法人の代表者（代表取締役、理事等、法人の代表権を有している方）は、「代理」ではなく、法人本人として、和解あっせん・仲裁手続を行うことができますから、「委任状」は不要です。

ウ 申立ての趣旨（申立人が相手方に対し求める結論）（2頁目）記入上の注意

書式の記載をご参照の上、和解あっせん手続で相手方と合意したい内容、又は、仲裁手続で相手方に対し求める請求等をご記入ください。

エ 申立ての理由（3頁目）記入上の注意

次の記入見本を参考に、誰が、誰に対して、いつ、どんなことをしたか（どんな約束をしたかなど）、何があったか（事故の内容など）など、トラブルの内容等を具体的に説明してください。記入見本ほど詳しく書けなくても結

構です。

記入見本 1 : 「申立ての趣旨」で貸金の返還を求める場合

申立人は、現在自営業(〇〇業)をしている者で、相手方は、同業者の組合で知り合い、10年来友人づきあいをしてきた者です。

申立人は、相手方に対して、〇年〇月〇日、100万円を貸付けました。その際、相手方は、申立人に対して、「〇年〇月〇日には、必ず全額返します。」と約束し、申立人も同意しました。

しかし、返済の期日である〇年〇月〇日になっても、相手方は、100万円を返してくれず、申立人が再三催促しても、「借りた覚えはない。」などというばかりです。

証拠として、相手方が作成した「借用書」がありますので、写しを提出します。

記入見本 2 : 「申立ての趣旨」で売買代金の支払を求める場合

申立人は、現在サラリーマンをしています。相手方は、申立人の同僚(後輩)です。

申立人は、横浜市内にある会社の同じ課で勤務している相手方に対して、〇年〇月〇日、申立人が乗っていたバイク(車種〇〇)を25万円で売るという約束をし、翌日には、相手方にバイクを引渡しました。引渡しの際、申立人は、代金のうち10万円の支払を受け、残りの15万円は、その月の給料日に支払うことにしました。

ところが、相手方は、その月の給料日が来ても、15万円を支払わず、「借金を返すのが大変で、金がない。」と答えるだけで、誠意を見せてくれません。

契約書などは作りませんでした。また車検証が申立人の手元にありますので、相手方が乗り回しているバイクが申立人の物だったことは明らかです。

申立人としては、相手方が代金を払えないのであれば、バイクを返して欲しいです。

記入見本 3 : 「申立ての趣旨」で不動産(土地)の明渡しを求める場合

申立人は、会社員をしている者です。

申立人の父は、〇年〇月〇日に死亡しました。申立人の父は、〇〇市〇〇町〇〇番地に地所(以下「本件土地」といいます。)を持っておりましたが、申立人一人が本件土地を相続し、所有権移転登記もしました。

ところが、申立人が現地に行ってみますと、本件土地の隣の土地に家を建てて住んでいる相手方が、勝手に本件土地に6坪くらいの大きなバラックを建てて、物置として利用していました。

申立人が相手方にバラックを撤去するよう、直接交渉したところ、相手方は、「申立人の父から許可を得てバラックを建てた。」などと答えるばかりです。申立人の父がそのような許可を与えたという事実はありません。

申立人は、相手方に対して、本件土地上のバラックを撤去し、本件土地を明け渡すよう求めます。

(2) 委任状

ア 代理人が本人に代わって、申立てをしたり、手続を進める場合には、「委任状」が必要です。

委任状の書式も、和解あっせん・仲裁申立書と同様に当センターの窓口又は神奈川県弁護士会ホームページ内の当センターのサイトで配布しています。

書式に所定の事項をご記入のうえ、申立人ご本人が署名押印してください。

イ 弁護士以外の代理人の方は、委任状に加えて、

① 代理人ご自身の本人確認の証明書（運転免許証等）

② 申立人とのご関係の確認が可能な証明書（申立人のご親族が代理人になる場合には、「戸籍謄本」「住民票の写し」等、会社が申立人、その従業員の方が代理人になられるときには、「社員証」等のコピー）

をご提出ください。

(3) 添付書類

「和解あっせん・仲裁申立書」の添付書類として、次の書類を提出してください。

ア 資格証明書 各1通（会社等の法人が申立人又は相手方になる場合のみ）

(ア) 会社等の法人が申立人又は相手方になる場合には、法人の存在や代表者の代表権限を確認するため、「資格証明書」を提出してください（相手方だけが法人となる場合にも、相手方の分を提出してください）。

(イ) 「資格証明書」とは、会社の場合には、商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は代表者事項証明書）になります。お近くの法務局で入手してください。登記のない法人等については、当センター事務局までお尋ねください。

イ 証拠書類 相手方の数+2通（コピー可）

(ア) あなたの主張（言い分）の根拠となる書面（証拠書類）、理解に役立つ資料等があれば、提出してください。例えば、契約書、不動産登記簿謄本（全部事項証明書）、写真、図面などです。

(イ) ご提出いただく証拠書類は、コピーでかまいませんが、鮮明にコピーされたものをご用意ください。

また、コピーをご提出になるときは、確認のため原本を和解あっせん人又は仲裁人にお示しいただきますので、和解あっせん期日又は仲裁期日にご持参ください。

(ウ) ご提出いただいた証拠書類は、相手方の不応諾、和解の不成立、申立ての取下げ等の場合にも返却しません。

(4) 申立手数料

和解あっせん・仲裁の申立ての際、申立人のご負担で、申立手数料1万1000円（税込）をお支払いいただきます。

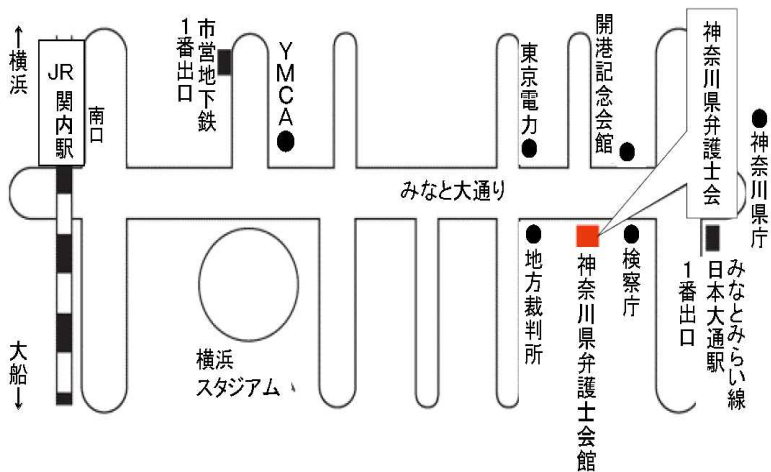
3 申立て

お出かけ前にもう一度、次のチェックリストで必要書類等をご確認の上、神奈川県弁護士会館の当センター窓口にご持参ください。

必要書類等チェックリスト

種類	提出通数	備考
<input type="checkbox"/> 申立書一式 和解あっせん・仲裁申立書 申立ての趣旨 申立ての理由	相手方の数+2通	
<input type="checkbox"/> 委任状	1通	・ 代理人が付かれる場合のみ。 ・ 弁護士以外の代理人は、委任状に加え、申立人本人との関係を明らかにする証明書等（戸籍謄本、住民票写し、社員証のコピー等）も提出してください。
<input type="checkbox"/> 添付書類 資格証明書	各1通	・ 履歴事項全部証明書又は代表者事項証明書。 ・ 当事者が会社等の法人の場合のみ。 ・ 相手方の分も含む。
証拠書類	相手方の数+2通	・ コピー可。原本を提出しても返却しません。
<input type="checkbox"/> 申立手数料		・ 11,000円（税込）
<input type="checkbox"/> 印鑑		・ 申立書に押印したものと同じものをご持参ください。

神奈川県弁護士会紛争解決センター



〒231-0021
 横浜市中区日本大通9番地
 神奈川県弁護士会館内
 ○電話 **045-211-7716**
 ○受付 **午前10時～午後5時**
 (平日の正午から午後1時まで及び土日祝日を除く。)
 ○ホームページ
<http://www.kanaben.or.jp>

※ JR関内駅南口、市営地下鉄関内駅から徒歩10分。
 みなとみらい線日本大通り駅1番出口から徒歩1分。